

大和市ふるさと納税返礼品提供事務取扱要領

1 趣旨

大和市では、市の魅力を発信するとともに市内産業の振興などを図るため、市に寄附をした市外在住者に対し、お礼の品として、商品やサービス(以下「返礼品」という。)の贈呈を行っています。

本要領では、返礼品を提供いただける事業者(以下「返礼品事業者」という。)の募集から返礼品提供までの流れや手続について必要な事項を定めます。

2 共通事項

(1) 返礼品事業者の要件

返礼品事業者は、次のすべての要件を満たすこととします。

(ア) 市税等を滞納していないこと。

(イ) 本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、販売所、畑等のいずれかが市内にあること(法人、団体、個人を問わない。)。ただし、地場産品基準に適合する返礼品の提供が可能な場合は、この限りでない。

(ウ) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、電話等の通信手段及びインターネットに接続できる端末を有すること。

(エ) 各種法令等を遵守し、事業活動を行っていること。

(オ) 大和市暴力団排除条例(平成 23 年大和市条例第 4 号)第 2 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

(カ) 安定的な返礼品の提供や寄附者対応のため、市が協力を求めた際に真摯に対応できること。

(キ) 【食品提供事業者のみ】総務省からの通知を基に、市が通知する「食品返礼品取扱事業者遵守事項」を遵守したうえで返礼品の提供ができること。

(ク) 次に掲げる事項に該当しないこと。

① 申込日前3年以内に消費者庁のホームページで報告されたことがある。

② 独立行政法人国民生活センターのホームページにおける、国・地方からの情報を集約したページにおいて、業務停止命令や業務改善命令などの行政処分情報が掲載されている。

(2) 募集する返礼品について

募集する返礼品は、次のすべての要件に適合することとします。

ただし、適合しても、ふるさと納税ポータルサイトの掲載基準に合致しない場合など、ポータルサイトによっては掲載されないことがあります。

(ア) 総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するもの(別添資料参照)

(イ) 市の魅力の発信や市内産業の振興などに資するものであること。

(ウ) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであれば取扱可能とする。

(エ) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、概ね4日以上で当該商品に見合った消費期限又は賞味期限が保証されていること。ただし、おせちについてはこの限りではない。

(オ) サービスの提供については、大和市内で提供されること。また、一定の利用期間を設けるものとし、期間限定のものを除き、原則として有効期限が発送日から半年以上先であること。ただし、現地決済型ふるさと納税により提供される電子商品券はこの限りではない。

(カ) 関係法令を遵守しているものであること。特に飲食物の場合は、食品衛生法及び食品表示法を遵守している品物であること。

(キ) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又はそのおそれのないもの

(ク) 市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

(ケ) 次に掲げる事項に該当しないこと。

- ・賭博性のあるもの又は投機性の高いもの
- ・人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治又は宗教に関するもの
- ・非科学的なもの又は迷信に類するもので、寄附者を惑わせる、不安を与えるといったおそれのあるもの

(3) 返礼品事業者の申込み

返礼品事業者となることを希望する方（以下「申込者」という。）は、次の書類を市にご提出ください。申込みは随時受け付けています。

(ア) 提出書類

- ・大和市ふるさと納税返礼品事業者申込書 … 様式1

- ・提供予定返礼品説明書 … 様式2 *PayPay 商品券協力事業者は不要
- ・照会承諾書
- ・（食品提供事業者のみ）食品返礼品取扱事業者遵守事項 *PayPay 商品券協力事業者は不要

(イ) 申込書等提出先

郵送：〒242-8601 大和市政総務課総務調整係宛

持参：大和市下鶴間1-1-1 市役所本庁舎3階

FAX：046-261-4592

※メールによる提出又は市ホームページからの電子申請も可能です。メールアドレスは電話（046-260-5302）でお問い合わせください

(4) 市による審査

- ・市は、上記の申込書類の受領後60日以内に、事業者チェックシート(様式3)を用いて要件審査を行い、結果を返礼品事業者審査結果通知書(様式4)により通知します。

(5) 返礼品事業者の要件確認

(ア) 市税等の滞納状況の確認

- ・第2項第1号(ア)に規定する市税等の滞納状況について、市は申込時及び概ね2年ごとに確認を行います。なお、返礼品事業者が市外に所在し、市において市税等の納付状況が確認できない場合には、市から連絡しますので、返礼品事業者は、所在地自治体が発行する「未納がないことの証明書」を市へ提出してください。
- ・確認の結果、滞納が確認された場合には、解消されるまでの間、返礼品の提供を停止します。

(イ) 大和市暴力団排除条例に基づく確認

- ・返礼品事業者は、第2項第1号(オ)に基づき提出した照会承諾書の内容に変更があった場合には、変更後の照会承諾書を速やかに市へ提出してください。
- ・変更後の照会承諾書に基づき、神奈川県警察本部に市が照会を行った結果、暴力団排除条例第2条に該当した場合には、返礼品事業者は直ちにその資格を失うものとし、市は、当該事業者が提供する返礼品のページを削除します。

(ウ) 食品返礼品取扱事業者遵守事項の確認

- ・第2項第1号(キ)に基づき市が通知した遵守事項に反し、又はそのおそれのある事項が確認された場合

には、当該返礼品事業者の返礼品の提供を停止し、市において詳細を確認したのち、是正に向け必要な措置を講じます。

(6) その他

- ・返礼品の送付のために提供された寄附者の個人情報、それ以外の目的で使用できません。返礼品事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守してください。
- ・返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、苦情等の内容について市へ必ずご報告ください。品質等による補償や苦情対応について、原則として市は責任を負いません。
- ・市は、返礼品事業者を承認し、当該事業者の返礼品の提供を開始したときは、市広報誌において事業者名を公表するほか、市ホームページに事業者名、所在地等を掲載します。
- ・返礼品事業者は、可能な範囲で、市が行うふるさと納税に関わるプロモーションにご協力ください。
- ・返礼品事業者は、返礼品に関して、新聞・TV等のメディアから取材依頼があった場合には、市へ報告し、業務に支障のない範囲で対応してください。

3 ふるさと納税ポータルサイトでの返礼品提供

次のふるさと納税ポータルサイトでの返礼品提供を希望する返礼品事業者は、本項の規定をご確認のうえ、返礼品の提供に関わる事務を行ってください。

【市が返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイト】(令和7年4月28日時点)

- ・さとふる
- ・ふるさとチョイス
- ・楽天ふるさと納税
- ・ふるなび
- ・Amazon ふるさと納税
- ・auPAY ふるさと納税 ※1
- ・セゾンのふるさと納税 ※1
- ・JRE MALL ふるさと納税 ※1

・KABU&ふるさと納税 ※1

・ふるラボ ※1

・Yahoo！ふるさと納税 ※2

※1 ふるさとチョイスのパートナーサイトとして、ふるさとチョイスに掲載している返礼品の情報や在庫情報が連携されています。

※2 さとふるとLINE ヤフーの業務提携により、さとふるに掲載している返礼品の情報や在庫情報が連携されています。

(1) 返礼品の価格及び寄附額の設定について

- ・ 返礼品の価格は、原則として 110,000 円を上限としますが、上限を超える返礼品の提供を希望する場合には別途ご相談ください。
- ・ 返礼品の価格は、商品の梱包に係る費用及び消費税を含んだ価格で提案してください。
- ・ 寄附額は 1 万円を下限とし、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に 3 分の 10 をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、返礼品贈呈にかかる費用の総額が 5 割以下となるよう市が決定します。ただし、電子商品券など送料がかからないものについては、5 千円を下限とします。

（寄附額の目安）

大和市への寄附額	返礼品の価格（梱包費及び消費税込み。送料を除く。）
1万円	2,701 ～ 3,000円
1万1千円	3,001 ～ 3,300円
1万2千円	3,301 ～ 3,600円
1万3千円	3,601 ～ 3,900円
1万4千円	3,901 ～ 4,200円
1万5千円	4,201 ～ 4,500円
1万6千円	4,501 ～ 4,800円
1万7千円	4,801 ～ 5,100円
1万8千円	5,101 ～ 5,400円
1万9千円	5,401 ～ 5,700円
2万円	5,701 ～ 6,000円
⋮	⋮
37万円	109,701 ～ 110,000円

※要冷蔵／冷凍、宅配業者の規格を超える返礼品については、送料が通常より高くなるため、上記の目安を上回る寄附額を設定する場合があります。

(2) ふるさと納税業務の委託について

- ・返礼品の開発や発注・配送管理、返礼品事業者との契約、苦情対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次のふるさと納税業務代行事業者（以下「代行事業者」という。）へ委託しています。

※代行事業者に変更があった場合は、各返礼品事業者にお知らせします。

【委託先（代行事業者）】

- ① 株式会社さとふる （さとふる、Yahoo! ふるさと納税のみ）

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2-1 京橋エドグラン 13 階

※問合せ窓口 さとふるサポートセンター 電話 03-6680-2766

受付時間 10:00～17:00 （原則、祝日を除く平日）

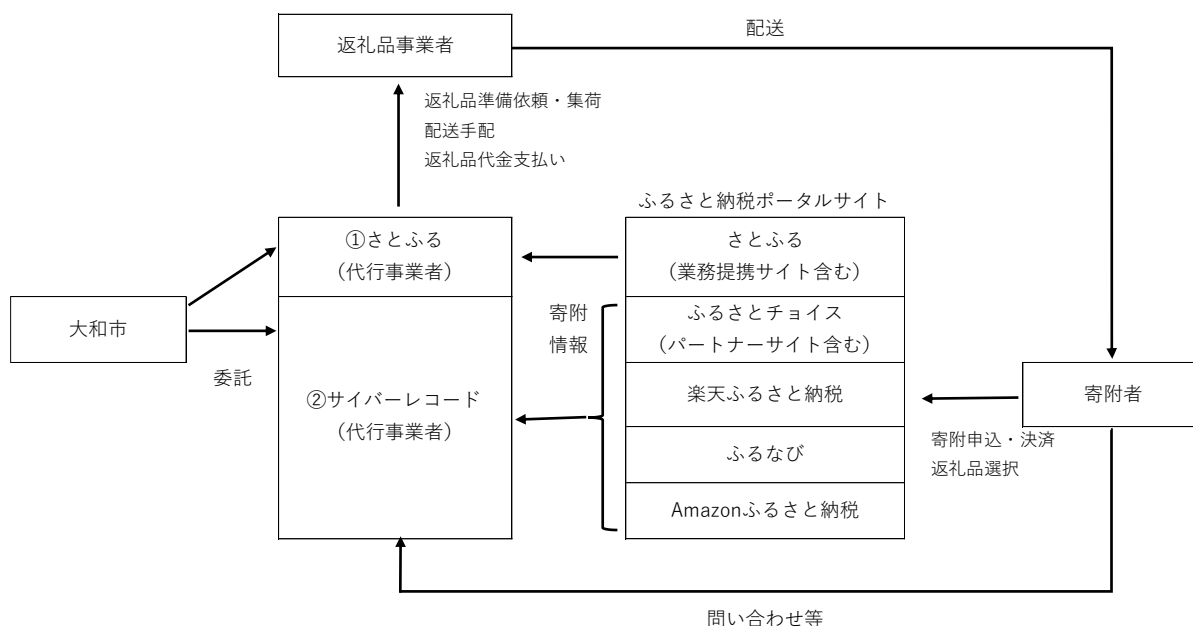
- ② 株式会社サイバーレコード （上記以外のポータルサイト）

〒860-0833 熊本県熊本市中央区平成三丁目 23-30 4 階

※問合せ窓口 大和市ふるさと納税サポート窓口 電話 096-288-6344

受付時間 9:00～17:00 （月～金曜日）

(3)実施フロー



- ・送料は、原則として市が負担します。
- ・返礼品の代金については、代行事業者から、振込手数料を差し引いた金額をお支払いします。
 - ①さとふる：月末締め、翌月末支払い
 - ②サイバーレコード：月末締め、翌々月末支払い

※実施フローに変更があった場合は、各返礼品事業者にお知らせします。

(4)事業者情報の登録

- ・市は、申込者を返礼品事業者として承認したときは、代行事業者に、「法人名(屋号)」「担当者名」「電話番号」「メールアドレス」を通知します。

(ア)さとふる及び Yahoo! ふさと納税への掲載

- ・代行事業者は、返礼品事業者へ「お礼品登録システム」のログイン ID、パスワード及び操作に必要なマニュアルを送付します。
- ・返礼品事業者は、代行事業者から提供されるマニュアルに基づき、お礼品登録システムにおいて、事業者情報登録、取引基本契約及び特約への承諾を行ってください。

(イ)さとふる及び Yahoo! ふさと納税以外のサイトへの掲載

- ・代行事業者は、返礼品事業者へ事業者登録に必要な書類を送付します。

【事業者登録に必要な書類】

- ・事業者登録シート
- ・誓約書

➡返礼品事業者は、代行事業者から提供される書類の必須事項を記入し、代行事業者へ提出してください。

(5) 返礼品情報の登録

(ア) さとふる及び Yahoo! ふるさと納税への掲載

- ・返礼品事業者は、マニュアルに基づきお礼品登録システムにおいて、返礼品の登録を行います(市又は代行事業者による登録代行を希望する場合にはご相談ください。)
- ➡代行事業者は登録された内容を確認し、必要に応じて修正を行った後、承認作業を行います。

(イ) さとふる及び Yahoo! ふるさと納税以外のサイトへの掲載

- ・返礼品事業者は、代行事業者から提供される返礼品登録に必要な書類の必須事項を記載の上、代行事業者へ提出してください。

【返礼品登録に必要な書類】

- ・返礼品登録シート
- ・画像データ
- ・食品表示ラベル(加工食品の場合のみ)

※提出した書類は必ず事業者で保管してください

➡代行事業者は登録された内容を確認し、必要に応じて修正を行った後、承認作業を行います。

(ウ) 市の承認作業

- ・市は、代行事業者が承認した返礼品の内容について、返礼品チェックシート(様式5)を用いて審査するとともに寄附金額の設定を行い、返礼品寄附金額通知書(様式6)により、返礼品事業者に通知します。
- ・市は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載する返礼品ページの画像や文章について、寄附者に誤解を与えるおそれのある表現など不適切な内容があった場合には、代行事業者及び返礼品事業者に、情報の修正を求めることができます。
- ➡市は、返礼品の内容について神奈川県を通じ総務省に承認の申出を行い、承認を得た後、返礼品ページの最終承認を行います。ただし、すでに同一の返礼品事業者において同様の返礼品の承認が得ら

れているなど、明らかに疑義のない返礼品の場合には、総務省の判断を待たずに最終承認を行うこととします。

- ➡市が最終承認を行うことで、ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品情報の掲載及び返礼品の提供が始まります(提供開始日が設定されている場合は設定日に提供開始)。ただし、さとふる及びYahoo! ふるさと納税において、市又は代行事業者が返礼品の登録代行を行った場合には、返礼品事業者が最終承認を行います。

(6)登録内容の変更

(ア)さとふる及びYahoo! ふるさと納税の掲載情報の変更

- ・返礼品事業者は、返礼品の調達価格や内容量等の提供内容に変更の必要が生じた際には、お礼品登録システムにおいて、変更申請を行います(市又は代行事業者による登録代行を希望する場合にはご相談ください。)

- ➡代行事業者は変更申請の内容を確認し、必要に応じて修正を行った後、承認作業を行います。

(イ)さとふる及びYahoo! ふるさと納税以外のサイトの掲載情報の変更

- ・返礼品事業者は、返礼品の調達価格や内容量等の提供内容に変更の必要が生じた際には提出した返礼品登録シートを修正の上、代行事業者へメールで提出してください。

- ➡代行事業者は変更申請の内容を確認し、必要に応じて修正を行った後、承認作業を行います。

【返礼品の変更時に必要な書類】

- ・返礼品登録シート
- ・画像(変更が必要な場合のみ)

(ウ)市の承認作業

- ・返礼品の調達価格の変更の場合には、市は、返礼品チェックシート(様式5)を用いて寄附金額の再設定を行い、変更後の寄附金額について、返礼品寄附金額変更通知書(様式7)により、返礼品事業者に通知します。

- ・提供内容の変更で、地場産品基準の適合状況に影響が出る場合には、市が変更内容について神奈川県を通じ総務省に承認の申出を行います。

- ➡市が返礼品の最終承認を行うことで、ふるさと納税ポータルサイトの返礼品情報が変更されます。ただし、さとふる及びYahoo! ふるさと納税において、市又は代行事業者が返礼品の登録代行を行った場合には、返礼品事業者が最終承認を行います。

(7) 返礼品の提供停止

- ・返礼品事業者は、返礼品の継続的かつ安定的な提供に努めることとしますが、やむを得ない事情が生じた際には、市及び代行事業者に連絡のうえ、提供を停止することができます。
- ・市及び代行事業者は、次の事項に該当する場合、返礼品の提供を停止することができます。この場合、事前又は事後に返礼品事業者へ停止理由を連絡することとします。
 - ① 返礼品の配送が、寄附年度の翌年度6月以降となるとき。
 - ② 返礼品事業者及び返礼品の要件の適合に疑義が生じたとき。
 - ③ 返礼品の提供について総務省から疑義があったとき。
 - ④ その他、システム障害や大規模災害など、返礼品の提供や寄附の受入を停止せざるを得ない事情が生じたとき。

(ア) さとふる及び Yahoo! ふるさと納税での提供停止

- ・返礼品の受付を停止する場合は、代行事業者へ電話で連絡してください。

(イ) さとふる及び Yahoo! ふるさと納税以外のサイトでの提供停止

- ・返礼品の受付を停止する場合は代行事業者へメールもしくは電話で連絡してください。

上記(ア)(イ)いずれの場合も、必ず下記をお知らせください

【返礼品の停止時の連絡事項】

- ・停止する理由
- ・再開予定の有無
- ・再開予定時期（※再開予定がある場合のみ）
- ・未発送の返礼品があればその出荷可否（※原則発送をお願いいたします）

(8) PayPay商品券の協力店舗

市は、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」において、PayPay 商品券の提供を行っています。

PayPay 商品券は、PayPay 株式会社が提供するもので、返礼品事業者が PayPay 加盟店である場合、協力店舗として参加いただけます。申込書類など詳しくは市にご相談ください。

なお、PayPay 商品券が利用できるのは、総務省の定める地場産品基準に該当する商品・サービスに対する支払に限定されており、具体的には、市内で製造された商品や提供するサービス(レストランでの飲食や体験型サービスなど)が対象となりますので、協力店舗への参加を希望する際にはご留意ください。

4 現地決済型ふるさと納税での返礼品提供

会員制施設や完全予約制店舗など、第3項に規定するふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品の提供が困難な場合、現地決済型ふるさと納税による返礼品提供も可能です。

(1) 現地決済型ふるさと納税業務の委託について

現地決済型ふるさと納税に関わる事務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の現地決済型ふるさと納税サービスの提供事業者（以下「現地決済型提供事業者」という。）へ委託しています。

【委託先（現地決済型提供事業者）】

株式会社サンカクキカク

〒830-0054 福岡県久留米市藤光町 934-1

(2) 返礼品の提供方法等の協議

現地決済型ふるさと納税による返礼品の提供を行う場合、市は現地決済型提供事業者に、返礼品事業者の「法人名(屋号)」「担当者名」「電話番号」「メールアドレス」を通知します。

市、現地決済型提供事業者及び返礼品事業者は、現地決済型ふるさと納税での返礼品提供にあたって、次の事項について協議します。協議は原則として対面で行いますが、対面での実施が困難な場合には、オンラインによる協議も可能とします。

(ア) 寄附方法について(現地決済、オンラインクーポンなど)

(イ) 返礼品の種類について(券種、金額自由入力方式など)

(ウ) 決済方法について(クレジットカード決済、コンビニ後払いなど)

(エ) 販促物のデザインについて

(3) 覚書の締結

市と返礼品事業者は、次の事項について定めるため覚書を締結します。

(ア)返礼品情報の登録等

(イ)返礼品相当額の支払

(ウ)返礼品発行の休止、終了等

(4)現地決済型提供事業者の事務

現地決済型提供事業者は、市との委託契約に基づき、適宜市及び返礼品事業者を確認のうえ次の事務を行います。

(ア)返礼品事業者の登録・アカウント発行

(イ)返礼品情報の登録

(ウ)販促物(チラシ、POP 等)の制作、印刷

(エ)運用レクチャー

(オ)返礼品相当額の返礼品事業者への支払

5 お問い合わせ先

大和市政策総務課総務調整係

電話：046-260-5302

※メールによる問合せも可能です。メールアドレスは電話でお問合せください。

資 料

ふるさと納税指定制度における「地場産品基準」（総務省）

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白：当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程：当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
 - 七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
 - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条

第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

大和市ふるさと納税返礼品事業者申込書

年 月 日

大和市長 宛

大和市ふるさと納税返礼品提供事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、次のとおり申し込みます。

記

申 込 者	事業所の所在地	〒
	法人名（屋号）	
	代表者名	
	担当者名	
	電話番号	— —
	メールアドレス	
返礼品の提供方法 ※希望する提供方法に ☑してください		☐ ふるさと納税ポータルサイトでの提供 →様式2「提供予定返礼品説明書」を提出してください。 ☐ PayPay 商品券協力店舗としての登録 ☐ 現地決済型ふるさと納税での提供

申込みに当たっては、取扱要領第2項第1号及び第2号に定める要件を確認したうえで、次の事項について誓約します。

- ・取扱要領第2項第5号に基づき、市が申込者の要件確認を行うことについて了承します。
- ・返礼品の生産、製造、サービス提供及び適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- ・個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守します。

＊申込者が提供を希望する返礼品（１品）について記入してください。

様式2 第２項第３号（ア）関係

提供予定返礼品説明書

返礼品の名称	
返礼品の概要	
該当する地場産品基準 ＊以下から１つ選択（☑）し、必要事項を記入してください。	
☐ 一	・市内で生産している 栽培・繁殖・肥育・養殖・水揚げ・その他（ ）
☐ 二	・市内で原材料の主要な部分を生産している 原材料名（ ） 返礼品全体に占める市内原材料の割合（ 割）
☐ 三 イ	・市内で熟成した食肉 または 市内で精米した米 肉の飼養または米の栽培をした都道府県名（ ） 市内で行っている工程とその割合 （ ）： 割）
☐ 三 ロ	・市内で企画立案その他実質的な変更を加えるものでない工程を行っている 市内で行っている工程とその割合 （ ）： 割） ＊別途、証明書の提出が必要です。
☐ 四	・市内で生産したものと近隣自治体で生産したものが混在したもの 市内で行っている生産内容 栽培・繁殖・肥育・養殖・水揚げ・その他（ ） 混在が避けられない理由 （ ） 混在する可能性のある自治体名（ ）
☐ 五	・市の広報目的で生産したキャラクターグッズなど 市独自の返礼品といえる理由 （ ）
☐ 六	・一～五に該当する地場産品と、市外で製造されたものを組み合わせて提供するもの 一・二・三イ・三ロ・四・五（該当理由： ） 地場産品の割合（ 割）
☐ 七	・市内で提供する役務（施設名： ） 役務の内容（ ）
☐ 七の二 又は 七の三 イ	・市内の宿泊施設（施設名： ） 施設の所在地（ ） １泊当たりの返礼品の価格（ 円）
☐ 七の四	・市内のエネルギー源により発電された電気 エネルギー源の種類 太陽光・バイオマス・地熱・その他（ ） ＊別途、市内で発電された電気であることが分かる書面の提出が必要です。

* 申込者が提供を希望する返礼品（1品）について記入してください。

事業者チェックシート

【事業者管理番号】

【事業者名】

確認事項	確認日
市税等を滞納していない。	
本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、販売所、畑等のいずれかが市内にある。 又は、地場産品基準に適合する返礼品の提供が可能である。	
大和市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等または暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない。	
安定的な返礼品の提供や寄附者対応のため、市が協力を求めた際に真摯に対応できる。 ＊市から担当者に連絡した際に速やかな対応が見込めるか。	
【食品提供事業者のみ】食品返礼品取扱事業者遵守事項を提出している。	
次に掲げる事項に該当しない。 ・申込日前3年以内に消費者庁のホームページで報告されたことがある。 ・独立行政法人国民生活センターのホームページで業務停止命令や業務改善命令などの行政処分情報が掲載されている。	

【要件確認履歴】

	市税の滞納確認 (2年に1回)	暴力団排除条例に基づく確認 (変更の提出があったとき)	食品返礼品取扱事業者遵守事項 (総務省基準変更時)
確認日			

様式4第2項第4号関係

大未政第 号
年 月 日

(法人等名)

(代表者名) 様

大和市長

返礼品事業者審査結果通知書

年 月 日付「大和市ふるさと納税返礼品事業者申込書」の審査結果について、以下のとおりお知らせいたします。

審査結果 ☐承認する
☐承認しない（下記承認しない決定の理由のとおり）

【連絡事項】

【承認しない決定の理由】

--

不明な点は下記担当までお問い合わせください。

政策総務課 総務調整係 担当者名

電話 046(260)5302

(様式5)第3項第4号(イ)関係
返礼品チェックシート

【管理番号】	
【事業者名】	
【返礼品名】	
【設定寄附額】(A)	0
【調達価格】(B)	

原則自動計算(B×10÷3、千円未満切上げ)
←入力

基金積立(C)	0
委託料&利用料(D)	0
配送料上限	0
配送サイズ	
冷蔵／冷凍	
規格外	

冷蔵／冷凍、規格外のいずれかが○の場合は、配送料に応じて「設定寄附額(A)」を1,000円単位で増額。

確認事項	確認事項
基準番号:	総務省が定める地場産品基準を満たしている。(基準番号記入)
魅力発信・産業振興	本市の魅力の発信や地域産業の振興などに資するものである。(いずれかに○)
	品質及び数量の面において安定供給が見込めるものである。(☑を記入)
消費(味)期限:	(飲食物のみ)4日以上消費又は賞味期限が保証されたものである。(期限記入)
有効期限:	(サービスの提供のみ)市内で提供されるものであり、期間限定のものを除き、原則として有効期限が発送日から半年以上先である。(有効期限記入)
	関係法令を遵守している。(☑を記入)
	公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのないもの。(☑を記入)
	次に掲げる事項に該当しないこと。(☑を記入) ・賭博性のあるもの又は投機性の高いもの ・人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの ・政治又は宗教に関するもの ・非科学的なもの又は迷信に類するもので、寄附者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

年 月 日 確認日

様式6 第3項第4号（イ）関係

大未政第 号
年 月 日

（法人等名）

（代表者名） 様

大和市長

返礼品寄附金額通知書

お礼品登録システムまたは返礼品登録シートにより登録された返礼品について、登録内容に基づき以下のとおり寄附金額を設定しましたのでお知らせいたします。

なお、返礼品の提供は、総務省による返礼品内容の承認後に開始となりますのでご承知おきください。

1 返礼品の名称：

寄附金額： 円

調 達 額： 円（返礼品の価格）

不明な点は下記担当までお問い合わせください。

政策総務課 総務調整係 担当者名

電話 046(260)5302

様式7 第3項第4号（ウ）

大未政第 号
年 月 日

（法人等名）

（代表者名） 様

大和市長

返礼品寄附金額変更通知書

お礼品登録システムまたは返礼品登録シートで変更申請いただきました返礼品について、申請内容に基づき以下のとおり寄附金額を変更しましたのでお知らせいたします。

1 返 礼 品 の 名 称 :

変更後寄附金額： 円（変更前： 円）

変更後調達額： 円（変更前： 円）

不明な点は下記担当までお問い合わせください。

政策総務課 総務調整係 担当者名

電話 046(260)5302